

議題（２）介護保険関係施設の整備について

1 概要

第8期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）において、整備目標として掲げている地域密着型サービスのうち、令和3年度及び令和4年度に実施した公募で応募法人がなかったサービスについて、再度公募を実施する。

| No. | サービス | 開所年度 | 施設数 | 定員 | 整備圏域 |
|-----|---------------|---------|-----|-------|------|
| 1 | 看護小規模多機能型居宅介護 | 令和5～7年度 | 1施設 | 登録29人 | 指定なし |

2 整備方法

本市が公募を実施し、適正な運営事業者を選考した上で整備を行うものとする。

3 運営事業者の決定方法

厳正かつ公平に選考を行うため、「刈谷市介護保険サービス事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会において、応募者の中から、最も適正に運営できると見込まれる運営事業者を選定するが、委員会の選定結果を踏まえ、本市が最終決定を行う。

4 委員会の構成

委員7人

〔学識経験者、公認会計士、刈谷市社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、民生委員・児童委員、介護相談員、市職員〕

5 スケジュール

| 時 期 | 内 容 |
|-------------|-----------------------------|
| 6月1日 | 公募開始 |
| 6月1日～7月28日 | 事前申出書受付期間 |
| 8月14日～8月18日 | 公募申請書及び開設提案書受付期間 |
| 9月下旬 | 選定委員会 |
| 10月中旬 | 運営事業者決定 応募事業者に対する選考結果の通知 |
| 11月7日 | 結果報告（第3回懇話会） |